

各府省等官房長等 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

障害者の雇用促進を担当する職員の人事評価について（依頼）

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定。以下「基本方針」という。）において、「各府省は（中略）率先垂範して障害者雇用を進める立場から、公務部門における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めていく必要がある」とされた。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）において、国の任命権者は、障害者雇用推進者を選任すること、また、一定数以上の障害者が勤務する事業所においては、障害者職業生活相談員を選任しなければならないこととされた（別紙参照）。

これに先立ち、『「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について』（平成31年3月19日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）においては、以下のとおり取り組むこととされた。

3. 各府省等の障害者雇用に係る責任体制の明確化について

- (1) 改正法案において公務部門に設置が義務付けられる障害者雇用推進者には、各府省等の官房長等を選任することとし、障害者活躍推進計画作成指針にその旨を明記する。
- (2) その上で、各府省等に対し、人事評価の一環として、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等の障害者の雇用促進を担当する職員の人事評価に当たっては、その業務内容に応じて、障害者採用計画及び障害者活躍推進計画の実施、障害者からの相談への対応等の取組が適切に考慮されるものであることを周知する。

本年6月14日に、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、各府省等において人事評価の能力評価及び業績評

価を行うに当たっては、下記の事項に留意するよう、各評価者等に対する周知を行うとともに、格段の御配慮をいただきたい。

記

- 1 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員はもとより、人事担当者や障害のある職員の上司、個々の障害者のサポートを行う支援者など、障害者の雇用促進を担当する職員の人事評価を行うに当たっては、その業務内容に応じて、障害者採用計画及び障害者活躍推進計画の実施、障害者からの相談への対応等の取組を適切に考慮し、評価に反映すること。なお、その際、当該職員のとるべき行動については、「公務部門における障害者雇用マニュアル」（内閣官房内閣人事局、厚生労働省、人事院作成）を参考とされたい。
- 2 能力評価において、例えば、障害のある職員の上司については、「組織統率・人材育成」、「部下の育成・活用」、「業務遂行」等の評価に当たって、当該職員の障害の種類、程度、特性等を把握して、これらを踏まえた職務の調整、指導を行うなど、障害を有する職員に対して配慮し、その能力が十分に引き出されるよう工夫していたか等の取組状況が考慮されること。
- 3 業績評価において、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員については、障害者の雇用促進に留意した目標を設定すること。
- 4 これらの留意事項については、能力評価においては、今期（平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）の評価から適切に評価に反映すること。業績評価においては、今期（平成 31 年 4 月～令和元年 9 月）の評価から、事前に目標設定していない場合であっても適切に評価に反映すること。
ただし、3については、来期（令和元年 10 月～2 年 3 月）の評価から実施すること。

（別紙）（略）

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号）（抄）

以上